

諮問第 4 号「特定胚の取扱いに関する指針 について」に対する答申（案）の概要

本指針案の対象である特定胚を用いた研究は、再生医療への応用やミトコンドリア病等の予防・治療に資するなど医学上の有用性が想定される一方で、人クローン個体及び人か動物のいずれかであるかが明らかでない個体を作り出されるおそれがあることや、研究のためにヒト胚を作成することに当たることなど倫理的な問題を含むものである。

総合科学技術会議は、上記の点を踏まえ、本指針案について慎重に議論を行い、以下の通り、特定胚の作成、使用等の考え方並びに指針案及び運用に関する意見を取りまとめた。

【主な意見】

9 種類の特定胚のうち、基本的に動物胚である動物性集合胚(*)の作成を認める。

**動物の胚とヒトの体細胞等が集合して一体となった胚*

他の 8 種類の特定胚については、当面作成を認めないが、現在総合科学技術会議で行っている「ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方」の議論を踏まえて、研究を認めるべき特定胚が追加されれば、指針を臨機応変に修正すべきと考える。

特定胚の作成の際に人の体細胞を用いる場合は、提供者の同意を得る必要があるが、既存の細胞株の細胞を使う場合には提供者の同意が得られないので、その場合の手続きについて別途定めるべき。

本指針の規定のほかに遵守することが望ましい事項（体細胞の提供者の同意を得る手続きの詳細等）について細則等を策定し指針を補足する。